

富山県教育委員会と一般社団法人富山県建設業協会との連携協力に関する協定書

富山県教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携協力により、富山県が設置する高等学校（以下「県立高校」という。）における建設分野に係る教育の推進や人材の育成等に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 建設分野における学習に関すること
- (2) 建設産業への就労支援に関すること
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 この協定に基づき、乙の支部又は関連する団体が、県立高校と前項各号に掲げる事項を行うにあたって必要な場合は覚書を締結する。

3 甲及び乙は前項の覚書が締結された場合、必要に応じて支援を行う。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月3日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会
教育長

廣島 伸一【自署】

乙 富山県富山市安住町3-14
一般社団法人富山県建設業協会
会長

大橋 聰司【自署】